

# 仙台塩釜港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 27 年 3 月

仙台塩釜港港湾管理者

宮 城 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成25年5月第35回宮城県地方港湾審議会
- ・平成25年6月交通政策審議会第52回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成26年3月第36回宮城県地方港湾審議会

の議を経た仙台塩釜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
I 港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画	2
2 水域施設計画	2
3 小型船だまり計画	3
II 土地造成及び土地利用計画	4
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	4
III その他重要事項	5
1 港湾の再開発	5

## 変更理由

- 1 立地企業の要請等に対処するため、石巻港区釜地区において専用埠頭計画、水域施設計画及び小型船だまり計画を変更し、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 2 地域の再開発計画に伴い、塩釜港区港地区において土地利用計画を変更する。
- 3 塩釜港区港地区の土地利用計画の変更に伴い、利用形態の見直しの必要な区域を削除する。

## I 港湾施設の規模及び配置

### 1 専用埠頭計画

#### 1-1 石巻港区

立地企業の要請等に対処するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

釜地区

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 7 4 m [新規計画]

以下の施設を廃止する。

既設  
水深 4.5 m ドルフィン 1 バース

### 2 水域施設計画

#### 2-1 泊地

##### 2-1-1 石巻港区

専用埠頭の整備計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

釜地区

水深 5 m 面積 1 h a [新規計画]

### 3 小型船だまり計画

#### 3-1 石巻港区

専用埠頭の整備計画に対応して、以下の計画を変更する。

釜地区

西浜船だまり

岸壁 水深4.5m 延長215m (専用)

既定計画  
岸壁 水深4.5m 延長350m (専用)

## II 土地造成及び土地利用計画

立地企業の施設計画及び地域の再開発計画に対応するため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

### 1 土地造成計画

単位：ha

地区名		埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
石巻港区	釜	(2) 2	(1) 1	(2) 2				(4) 4

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

### 2 土地利用計画

単位：ha

地区名		埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
塩釜港区	港	(3) 3	(2) 2	(11) 11	2	(3) 3	(4) 4	(22) 25
石巻港区	釜	(38) 38	(5) 5	(302) 302		(33) 33	(6) 6	(383) 383

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

### Ⅲ その他重要事項

#### 1 港湾の再開発

塩釜港区港地区において、地域の再開発計画に伴い土地利用計画を変更することから、以下の既定計画を削除する。

既定計画

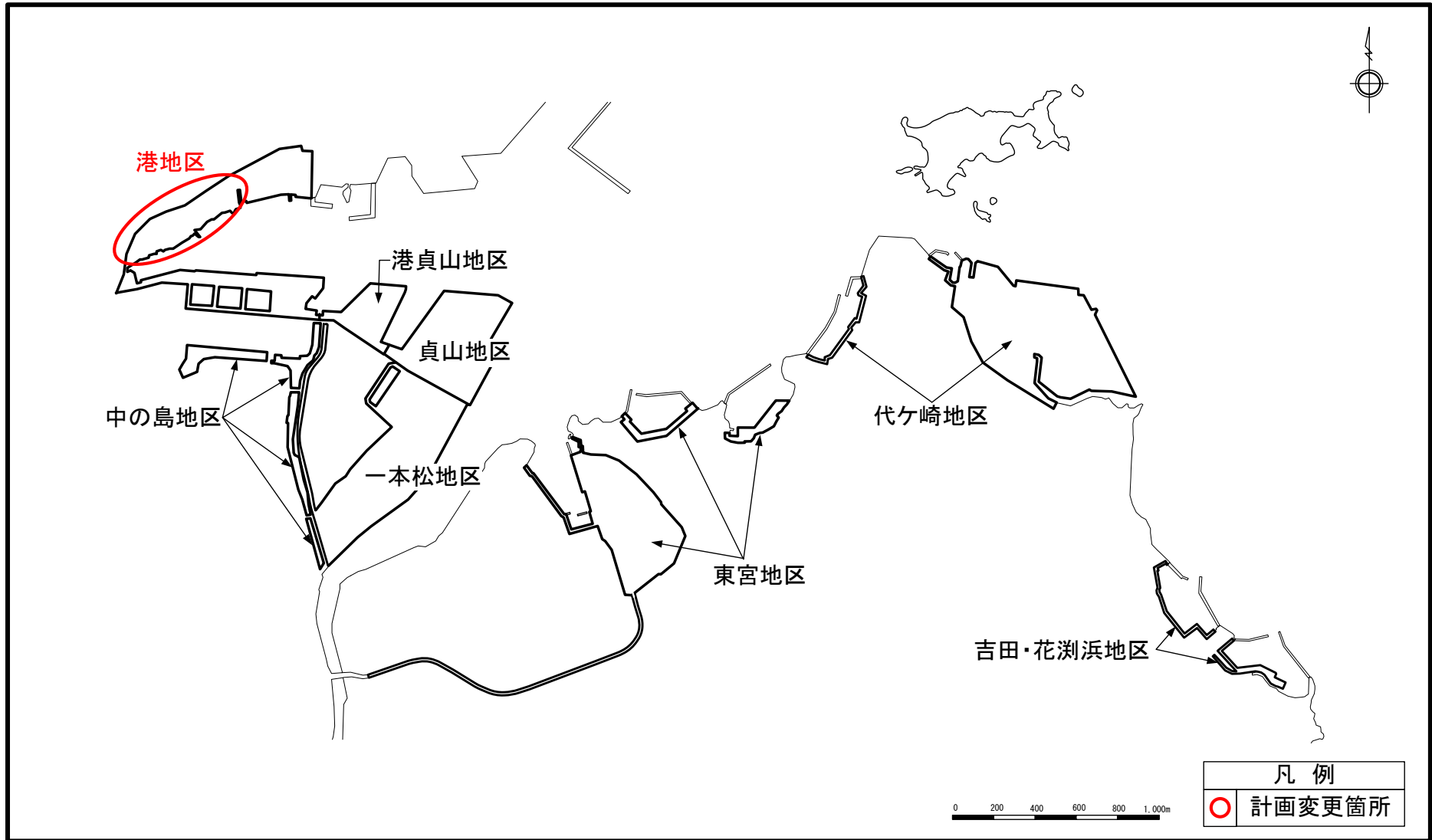
利用形態の見直しの必要な区域

塩釜港区

港地区においては、土地利用の見直しが必要であることから、「利用形態の見直しの必要な区域」を設定する。



# 仙台塩釜港港湾計画位置図(塩釜港区)



# 仙台塩釜港港湾計画位置図(石巻港区)

